



下野市業務委託請書

令和 年 月 日

下野市長 様

住所
受託者
氏名 ⑩

業務委託名	
履行場所	
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
業務委託料	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費 円)

上記の業務を、次の条項により履行することをお請けいたします。

1. 頭書の業務を、頭書の履行期間内に別冊設計書、図書及び仕様書に基づき完成すること。
2. この契約によって生ずる権利義務を、第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、貴職の承認を得た場合は、この限りでないものとする。
3. 業務の履行に関しては、すべて貴職の指定した監督員（以下「監督員」という。）の指揮監督に従うこと。
4. 業務の施行が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴職又は監督員から図面又は仕様書に基づく修補の請求があったときはこれに従うこと。この場合において、業務委託料の増額又は期限の延長の請求はできないこと。
5. 受託者の責めに帰す理由によって、頭書の完成期日に業務を完成することができないときは、その理由を明らかにして期間内に届け出ること。この場合において、期間後に完成する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして貴職の承認を受け、業務委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額の遅延料を支払い、業務を完成すること。

6. 業務が完成したときは書面で通知し、検査に合格後、業務委託料の請求ができる。
7. 本書に定めのない事項については、必要に応じて当事者協議の上、定めるものとする。